

43 都市農業と関連する税制度の見直し

提出先 国税庁、農林水産省

【提案項目】

都市農業の持続的発展を図るため、次の税制度の見直しを検討すること。

- 1 市民農園開設のための農地利用に係る相続納税猶予制度の適用
公益的な機能を発揮している市民農園の開設のために農地を供する場合には、相続納税猶予の適用対象とすること。
- 2 農業用施設用地に係る相続納税猶予制度の適用
温室や畜舎などの農業用施設用地についても、農地と同様に、新たに相続納税猶予制度の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 市民農園は、都市住民のニーズが高く、都市住民の保健休養の場の提供など農地の持つ多面的機能を発揮していることから、農業生産の場である農地とともに、多様なニーズに即した農地の保全・有効利用施策として推進していく必要がある。
- 2 また、地価の高い本県において、農業の持続的発展を図るためには、土地を高度に活用するための新たなシステムや技術を取り入れた施設利用型農業経営の推進が必要不可欠であり、相続納税猶予制度の対象拡大が必要である。
畜産経営においては基本的経営基盤として畜舎等施設整備が必須であり、この施設用地が相続納税猶予制度の対象にならないことから経営継承の妨げとなっているため、園芸用施設用地とともに対象拡大が必要である。
市街化調整区域内の農業用施設用地については、平成12年度の「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正で一定の対応はなされているが、市街化調整区域であっても、本県の場合は地価が高いので、相続納税猶予制度の対象拡大が必要である。また、市街化区域内の農業用施設用地についても同様に配慮が必要である。

■相続納税猶予制度の適用状況(H24)

納税猶予制度適用面積	耕地面積	納税猶予制度適用割合
2, 536. 0ha	20, 100ha	12. 6%

■特定農地貸付法及び市民農園法に基づく県内市民農園の直近の応募状況(H24.3)

都市住民の農業にふれあいたいというニーズが高まっているが、市民農園の数は不足している。

募集区画数	応募者数	不足区画数
4, 599区画	6, 575人	1, 976区画

■農業振興地域内における農用地面積に対する農業用施設用地の割合(H23.12)

農用地面積	農業用施設用地面積	農業用施設用地面積割合
18, 297ha	234ha	1. 3%

■平成12年度「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正

市街化調整区域内の農業用施設用地については、農地であるとした場合の価格に施設用地とするのに必要な造成費等を加えた価格で評価するとされた。(改正前は、宅地評価)

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農地保全課、畜産課)